

『法人税取扱通達集〈令和四年十二月一日現在〉』お詫びと訂正

本書五三〇頁「租税特別措置法関係通達（法人税編）」四二の五〇四八（共）一一に誤った内容が掲載されておりました。読者の皆さまにご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

正しくは次のとおりです。

（特別償却対象資産の特別償却の計算）

四二の五〇四八（共）一一 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十

一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項及び第三項並びに第四十三条から第四十八条までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があつても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。（令三課法二一三により改正）